

令和3年11月5日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「感染警戒期」から「準感染警戒期」への移行について

本県においては、新規感染者数がゼロの日が続くなど、香川県対処方針の対策期では「感染予防対策期」レベル相当まで減少しておりますが、これから、年末年始に向けて、外出や飲食の機会も増えてくるものと想定されることなども踏まえ、11月6日（土）以降、本県の警戒レベルについては、現在の「感染警戒期」から1段階引き下げ、「準感染警戒期」に移行することとしました。

「準感染警戒期」においては、感染が拡大している地域への不要不急の移動について慎重に検討していただくとともに、引き続き、大人数での会食や飲み会は避けていただくことといたしますが、本県における現在の感染状況やワクチン接種の進捗等を踏まえ、今回の「準感染警戒期」においては、いわゆる「5つの場面」で例示されている5人以上の人数であっても「かがわ安心飲食認証店」または「店の広さに応じて1m以上の距離が確保できる店」を利用し、基本的感染対策を徹底していただく場合には、会食や飲み会が制限されるものではないことを留意事項としてお示ししております。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「準感染警戒期」における県民の皆さまへのお願い」（[資料1](#)）及び「準感染警戒期における対策（11月6日以降）について」（[資料2](#)）を、職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 景政・佐藤
TEL 087-832-3350